

下関港 FAM ツアー実施業務
プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、国内外のクルーズ船社に下関港の魅力を実際に体感してもらうことで、業界関係者とのネットワークを構築するとともに、下関港への寄港回数の増加に繋げることを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務名

下関港 FAM ツアー実施業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）9 月 3 0 日（火）まで

(3) 実施期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）9 月 3 0 日（火）まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 業務項目

① 視察ツアーの実施（視察先調整・同行を含む）

② 事後アンケートの作成・実施

③ 提案書の作成

(6) 業務詳細

別紙 1 「下関港 FAM ツアー実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 提案限度額

1, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 日程

- | | |
|------------------|--|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和 7 年 5 月 9 日（金） |
| (2) 参加申込書等の提出期限 | 令和 7 年 5 月 1 9 日（月）午後 3 時まで（必着） |
| (3) 参加資格審査結果通知 | 令和 7 年 5 月 2 1 日（水）までに発送 |
| (4) 質問の受付期間 | 令和 7 年 5 月 2 1 日（水）から
令和 7 年 5 月 2 6 日（月）午後 3 時まで（必着） |
| (5) 質問に対する回答 | 令和 7 年 5 月 2 7 日（火）まで |
| (6) 提案書提出期限 | 令和 7 年 6 月 2 日（月）午後 3 時まで（必着） |

(7) 選考結果通知(予定) 令和7年6月12日(木)までに発送

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者(法人)であること。要件を満たさないときは応募を無効とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 国内外に本社を置くクルーズ船社(日本法人を含む)、クルーズ客船の傭船実績に長けた旅行事業者、元請ランドオペレーター等と人的ネットワークを有するとともに、国内外のクルーズ業界及び国内他港の動向について日々情報収集に努め、業界事情に精通していること。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から企画提案書の提出日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 次の申し立てがなされていない者であること。
 - ① 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立て
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申し立て
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申し立て

6 参加申込手続

- (1) 提出書類 参加申込書(様式第1号) 1部
参加者の概要(様式第2号) 1部
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出期限 令和7年5月19日(月)午後3時まで(必着)
- (4) 提出先 下関市港湾局振興課(山口県下関市東大和町一丁目10番50号)
- (5) 参加資格審査の結果通知
 - ① 通知日 令和7年5月21日(水)までに発送
参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和7年5月22日(木)正午までに港湾局振興課に電話で確認すること。
 - ② 通知方法 電子メール又はファックスで通知した後に郵送する。
 - ③ その他
参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面(任意様式)により、市に説明を求めることができるものとする。

なお、次に掲げる場合に該当するときは、本プロポーザル審査への参加を無効とする。

- ア．本要領中の「５．参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- イ．提出方法、提出期限及び提出先に適合しない場合
- ウ．記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ．虚偽の内容が記載されている場合

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ① 提出様式 自由様式
- ② 提出方法 電子メール
- ③ 受付期間 令和7年5月20日（火）から5月26日（月）午後3時まで
（必着）
- ④ 提出先 下関市港湾局振興課

(2) 回答

- ① 回答方法 電子メール
- ② 回答日 令和7年5月27日（火）までに回答する。

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類

企画提案書（任意様式） 正本1部、副本6部

(2) 提出期限

令和7年6月2日（月）午後3時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

提案書を受付後の差し替え、追加及び修正については原則認めない。

また、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとする。

(4) 企画提案書

別紙1仕様書を踏まえ、視覚的に見やすいものとするほか、以下の項目について記載すること。なお、企画提案内容は実現を約束したものとみなす。

① 提案金額

提案金額には、総合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を記載すること。ただし、提案金額は本要領中の「３．提案限度額」に示す上限額以下とすること。

② 業務の実施方針について

提案事業への取組、実施計画、実施体制等を具体的に記載すること。

③ 提案内容について

別紙２評価基準「１．評価の対象となる事項（２）企画・構成の内容」を参照し、各項目に即した提案内容を具体的に記載すること。

④ 業務遂行能力について

人的ネットワーク及び専門的知識について、提案事業者において有する経験及び人的ネットワーク等を具体的に記載すること。

類似業務について、過去５年間に国又は地方公共団体等から受託した業務実績がある場合は、「発注者」「業務名」「履行期間」「業務概要」等を記載すること。なお、記載件数に制限は設けない。

⑤その他

仕様書で示した事項以外に付加する独自の提案があれば記載すること。

（５）提出先

下関市港湾局振興課

（６）留意事項

① １者１提案とする。

② 企画提案書はＡ４版（Ａ３版の折り込みは可とする。）とし、目次及びページ番号を付し、正本の表紙に提出年月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載するとともに、代表者印を押印すること。また、副本の表紙には、提出年月日のみ記載し、他には何も記載しないこと。

③ 企画提案書は、正本の表紙を除き、提案者の商号又は名称、代表者氏名及びロゴを記載しないこと。

④ 文字のフォント、サイズ、色の設定、図表や写真の表示等は自由とする。

⑤ 記載内容は、専門知識を有しない者でも理解しやすいものとする。

９ 審査方法

（１）評価基準

別紙２評価基準のとおり

（２）候補者の選定方法

① 評価は、あらかじめ提出された企画提案書の書面評価を原則とする。ただし、審査委員会が必要と判断とした場合はプレゼンテーション又はヒアリングを実施することがある。実施する場合は、日時、会場等の詳細を６月３日（火）までに企画提案者へ参加申込書（様式第１号）に記載のある担当者に電話及び電子メールで連絡する。

なお、プレゼンテーション又はヒアリングについては、次のことに留意すること。

ア １者当たりのプレゼンテーションの時間は２０分以内とする（質疑応答時間５分程度を含む。）。また、プレゼンテーション及び質疑応答は、企画提案

書類の受付順（到着順）に、事業者個別に非公開で実施する。

イ 出席者については、1 者当たり 3 人を限度とする。

ウ プレゼンテーションにおいて、デモンストレーション等を実施する場合、説明に使用する機器等（パソコン、プロジェクターなど）については、提案者が準備すること。なお、スクリーンについては、港湾局振興課が用意する。

また、会場設定や電源確保などの手配に当たり、事前に使用する機器等を港湾局振興課に連絡すること。

エ プレゼンテーションには、原則、参加申込書（様式第 1 号）に記載された担当者が出席すること。

- ② 市が設置した「下関港 FAM ツアー実施業務プロポーザル審査委員会」が提案内容の審査を行う。審査は評価基準に基づき実施するものとし、5 人の審査委員 1 人当たり 100 点満点によって評価し、審査委員ごとに点数（以下「評価点」という。）が最も高いものを 1 位とし、企画提案者の順位を決定する（同順位はなし）。また、順位ごとに下表の得点を割り振り、各審査委員が順位ごとに割り振った得点（以下「順位得点」という。）の合計が最も高いものを候補者として選定する。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位以下
順位得点	5	3	1	0

なお、審査委員の順位得点を合計した際、最も高いものが複数ある場合は、その企画提案者ごとに全審査委員の評価点を合計（以下「総評価点」という。）し、この合計が最も高い企画提案者を候補者として選定する。

この場合において、総評価点が最も高いものが複数ある場合は、その企画提案者ごとに全審査委員の評価基準「②企画・構成の内容」の小計を合計し、この合計が最も高い企画提案者を候補者として選定する。

- ③ 上記にかかわらず、各審査委員の評価点において 1 人でも 5 割（50 点）未満と評価した場合、その企画提案者は候補者として選定しない。
- ④ 失格者を除き、順位得点の合計が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、順位得点の合計が次に高い者と交渉を行う。

10 選定結果について

選定結果については、候補者の選定後、全ての企画提案者に選定結果通知書で通知する。また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（掲載場所：しごと・事業者＞入札・契約・登録＞下関市業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表する。

（1）所管課

- (2) 業務名
- (3) 企画提案者数
- (4) 候補者の名称、順位得点及び総評価点

1 1 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上、見積書の提出を求めて契約を締結する。
- (2) 当業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 当業務の実施に際して個人情報を取得した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、適切に取り扱うこと。

1 2 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成 1 7 年 2 月 1 3 日条例第 1 6 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとする。

1 3 その他

(1) 提出書類の取り扱い

- ① 提出された書類は返却しない。
 - ② 提出後の訂正及び差し替えは、市が指示する場合を除き認めない。
 - ③ 提出された書類について、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
 - ④ 提出された書類については、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。
 - ⑤ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、午前 9 時から午後 5 時までの間に受け付ける。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
 - (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合（参加資格審査の結果通知後に辞退する場合を含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。
 - (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

- ③ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤ 各業務の提案の金額が、提案限度額を超過した場合
- (5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でも、本プロポーザルを実施する。
- (6) 提案書の著作権は当該提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。
- なお、当該業務の成果品に係る著作権については、市に帰属する。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 4 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市港湾局振興課

住 所：〒750-0066 下関市東大和町一丁目 10 番 50 号

担 当：磯田

電 話：083-250-7880

ファックス：083-233-0860

電子メール：cruise@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※開庁時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

1 5 施行期間

本要領は令和7年5月9日（金）から施行し、本業務の契約締結をもってその効力を失う。